

三戸町議会議員一般選挙

選挙公営制度の手引

令和6年2月

三戸町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における候補者が、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

凡 例

法	……………	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
施行令	……………	公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）
条例	……………	三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和 4 年三戸町条例第 2 号）
規程	……………	三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（令和 4 年三戸町選挙管理委員会規程第 4 号）
町長	……………	三戸町長
町議会議員	…	三戸町議会議員
町	……………	三戸町

目 次

第 1	選挙公営制度の概要	……………	2
第 2	公費負担の上限額	……………	3
第 3	諸手続	……………	4
第 4	Q & A	……………	8

第 1 選挙公営制度の概要

1 選挙公営制度とは

選挙公営制度とは、候補者の財力によって立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的として、国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用の一部を公費負担する制度です。

町長及び町議会議員の選挙における候補者が、契約業者等との間で交わされた有償契約における契約額のうち、条例で定める上限額の範囲内において町が負担します。

2 選挙公営の対象

選挙公営の対象となるものは、以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車（法第 141 条第 1 項）の使用
- (2) 選挙運動用ビラ（法第 142 条第 1 項第 7 号）の作成
- (3) 選挙運動用ポスター（法第 143 条第 1 項第 5 号）の作成

3 対象となる候補者

対象となる候補者は、町議会議員の選挙における候補者です。

※ただし、選挙における得票数が供託物没収点に達しない場合には、公費負担の対象となりません。

【供託物没収点】

$$\text{町議会議員一般選挙} \quad \dots \quad \text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票総数}}{14 \text{ (議員定数)}} \times \frac{1}{10}$$

4 対象となる期間

立候補の届出のあった日から選挙期日の前日まで

※ただし、無投票の場合は、告示日に限り公費負担の対象となります。

第2 公費負担の上限額

1 選挙運動用自動車の使用

区 分		上限額
①一般運送契約 (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)	64,500円×5日
②車両賃貸借契約	自動車借入契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)
	燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
	運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日において支払う報酬の合計金額

※各日において、①又は②いずれかの契約に限り、公費負担の対象となります。

2 選挙運動用ビラの作成

作成単価の上限	作成枚数の上限
7円73銭	町議会議員 1,600枚 (法第142条第1項第7号に定める枚数)

3 選挙運動用ポスターの作成

作成単価の上限	作成枚数の上限
2,080円 (541円31銭×ポスター掲示場数+200,000円)÷ポスター掲示場数	156枚 (ポスター掲示場数×1.2)

※ポスター掲示場数は130か所とし、小数点以下切上げとなります。

第3 諸手続

各手続において町選挙管理委員会や契約業者等へ提出する書類は、規程で様式を定めていますので、所定の様式を使用してください。

また、公費負担に係る費用は、候補者が有償契約をした契約業者等からの請求に基づき、町が契約業者等に直接支払います。

1 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、契約業者等と有償契約を締結し、その旨を町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

【関係様式】

契約届出書<候補者→町選挙管理委員会>

選挙運動用自動車の使用の契約届出書	(様式第1号)
選挙運動用ビラ作成契約届出書	(様式第2号)
選挙運動用ポスター作成契約届出書	(様式第3号)

- (1) 提出書類 契約届出書、契約書の写し
- (2) 届出先 三戸町選挙管理委員会
- (3) 届出日 ①契約が立候補届出“前”の場合…立候補届出日
②契約が立候補届出“後”の場合…契約締結後直ちに
- (4) 注意事項

ア. 同一の日において、一般運送契約と車両賃貸借契約を締結した場合、公費負担の対象となるのは、候補者が指定するどちらか一方の契約となります。

イ. 選挙運動用自動車の使用に関して、「車両賃貸借契約」の場合は、I.自動車借入契約、II.燃料供給契約、III.運転手雇用契約 のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

ウ. 運転手雇用契約に関して、個人との契約が公費負担の対象となり、法人と運転手派遣契約を締結する場合は、対象となりません。

エ. 運転手雇用契約に関して、運転手は労務者に該当することから、法施行令第129条に基づき、労務者の基本日額は10,000円以内、超過勤務手当は基本日額の5割以内とされており、契約上限額と差異がありますので、注意してください。

オ. 候補者予定者と生計を一にする親族との契約は、その者が当該契約に係る業務を業として行なっている場合に限ります。

カ. 燃料供給契約に関して、公費負担の対象期間内の対象車両への給油に係るもので

あり、契約に当たっては、価格変動や給油条件などを考慮して単価を決定する必要があります。請求の際、価格変動分などを上乗せして請求することはできません。

2 確認申請

公費負担の適用を受ける場合に、以下の項目がそれぞれ上限の範囲内であるか、町選挙管理委員会から確認を受ける必要があります。

なお、確認申請に基づき町選挙管理委員会が発行する確認書は、契約業者等が町に代金を請求する際に、請求書に添付する必要があります。

- ① 選挙運動用自動車の燃料代（金額の制限範囲内であることの確認）
- ② 選挙運動用ビラの作成（作成上限枚数の範囲内であることの確認）
- ③ 選挙運動用ポスターの作成（作成上限枚数の範囲内であることの確認）

【関係様式】

確認申請書<候補者→町選挙管理委員会>

選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）

確認書<町選挙管理委員会→候補者→契約業者等→町選挙管理委員会>

選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第7号）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第8号）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号）

(1) 提出書類 確認申請書、納品書等の写し（数量が確認できるもの）

(2) 申請先 三戸町選挙管理委員会

(3) 申請日 契約履行後、速やかに

(4) 確認申請方法

ア. 2以上の業者と契約している場合、契約業者ごとに確認申請が必要となります。

イ. 既に確認を受けた金額（枚数）を記載する必要がありますので、確認申請書の写し又は控えを保管してください。

ウ. 候補者又はその代理人が直接持参してください。

3 使用（作成）証明書の交付

1 の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した契約業者等ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に 1 部交付しなければなりません。

なお、この使用（作成）証明書は、契約業者等が町に代金を請求する際に、請求書に添付する必要があります。

【関係様式】

証明書＜候補者→契約業者等＞

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	（様式第 10 号）
選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	（様式第 11 号）
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	（様式第 12 号）
選挙運動用ビラ作成証明書	（様式第 13 号）
選挙運動用ポスター作成証明書	（様式第 14 号）

- (1) 提出書類 使用（作成）証明書
- (2) 提出先 有償契約をした契約業者等
- (3) 提出日 契約履行後、速やかに

4 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約をした契約業者等からの請求に基づき、町が契約業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

【関係様式】

請求書＜契約業者等→町＞

請求書（選挙運動用自動車の使用）	（様式第 15 号）
請求書（選挙運動用ビラの作成）	（様式第 16 号）
請求書（選挙運動用ポスターの作成）	（様式第 17 号）

- (1) 提出先 三戸町選挙管理委員会
- (2) 注意事項

ア．支払方法は口座振込とします。振込先は正確に記入してください。

イ．請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合があります。

ウ．請求書は、確認書・使用（作成）証明書とともに候補者が提出してください。

(3) 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	①一般運送契約 (ハイヤー方式)	<input type="checkbox"/> 請求書 (選挙運動用自動車の使用) (様式第 15 号)
		<input type="checkbox"/> (別紙) その 1 請求内訳書
		<input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (様式第 10 号)
	②自動車借入 契約	<input type="checkbox"/> 請求書 (選挙運動用自動車の使用) (様式第 15 号)
		<input type="checkbox"/> (別紙) その 2 請求内訳書 ((1) 自動車の借入れ)
		<input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (様式第 10 号)
	燃料供給 契約	<input type="checkbox"/> 請求書 (選挙運動用自動車の使用) (様式第 15 号)
		<input type="checkbox"/> (別紙) その 2 請求内訳書 ((2) 燃料代)
		<input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車燃料代確認書 ※ 選管発行 (様式第 7 号)
		<input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) (様式第 11 号)
	運転手雇用 契約	<input type="checkbox"/> 請求書 (選挙運動用自動車の使用) (様式第 15 号)
		<input type="checkbox"/> (別紙) その 2 請求内訳書 ((3) 運転手)
	<input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) (様式第 12 号)	
選挙運動用ビラ作成	<input type="checkbox"/> 請求書 (選挙運動用ビラの作成) (様式第 16 号)	
	<input type="checkbox"/> (別紙) 請求内訳書	
	<input type="checkbox"/> 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 ※ 選管発行 (様式第 8 号)	
	<input type="checkbox"/> 選挙運動用ビラ作成証明書 (様式第 13 号)	
	<input type="checkbox"/> ビラの見本 1 枚 (2 種類の場合は各 1 枚)	
選挙運動用ポスター 作成	<input type="checkbox"/> 請求書 (選挙運動用ポスターの作成) (様式第 17 号)	
	<input type="checkbox"/> (別紙) 請求内訳書	
	<input type="checkbox"/> 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 ※ 選管発行 (様式第 9 号)	
	<input type="checkbox"/> 選挙運動用ポスター作成証明書 (様式第 14 号)	

第4 Q&A

1 共通事項

Q1 「条例で定められた上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。

しかしながら、候補者の選挙運動用費用を公費で負担する制度でありますので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるよう適正な契約を行っていただく必要があります。

Q2 実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額まで公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q3 必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 選挙公営制度を利用するためには、契約業者等と有償による契約を書面により締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要があります。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限りません。「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と契約業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば、差しつかえありません。

Q4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、町選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際の使用（作成）に基づき作成するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

2 選挙運動用自動車の使用（借入れ）

Q 1 対象となるのはどのような自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者 1 人につき 1 台です。

Q 2 選挙運動用自動車として 1 台、事務所の連絡用に 1 台借りる予定です。2 台とも対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台のみです。

Q 3 レンタカー業者が車両に看板やスピーカーの取付けを行い、その費用を含めてレンタル代金として契約した場合、この代金すべて対象になりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要です。

Q 4 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求できますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため請求できません。
(無投票の場合は、立候補届出日の 1 日分が公費負担対象の期間です。)

Q 5 選挙運動期間の前後の期間を含めて借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載すればよいですか。

A 契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入れ期間を記載します。
選挙運動期間の前後を含めて契約する場合、その契約期間を記載することとなります。
なお、公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られますので、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は、公費負担の対象外です。

Q 6 月極契約により借り入れた場合、公費負担の対象となる金額はいくらですか。

A 1日当たりの借入金額に対し公費負担するため、契約に当たっては、1日当たりに借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約する場合、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき契約します。

「1か月〇〇万円」のような1日当たりの借入金額を設定していない場合は、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じて得た金額が対象となります。

Q 7 レンタカー業の許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 次の(1)及び(2)に該当する場合を除き、契約相手方の条件は規定されていません。

(1) 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合を除く）からの借入れ

(2) ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

Q 8 親族の車両を借りて使用した場合、契約を締結していれば請求できますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

親族：6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

3 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

Q 1 選挙事務所の業務用自動車の燃料も対象となりますか。

A 対象となりません。

4 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

Q 1 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車も運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額対象となりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日に限り、公費負担の対象となります。

契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合、対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務に就く場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

5 選挙運動用ビラ・ポスターの作成

Q 1 ビラやポスター作成に関するどのような費用が対象となりますか。

A その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 2 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いてデザイン料を按分する等の方法が考えられます。いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。